

障害者基本法の改正について

経緯等

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成16年6月 4日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行
(同法附則第3条において、施行後5年を目的として検討し、必要な措置を講ずることとされている。)
- 平成23年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
閣議決定
- 平成23年4月22日 障害者基本法改正案が衆議院で一部修正の上、可決
- 平成23年6月16日 障害者基本法改正案が参議院で可決・成立
- 平成23年7月29日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行
- 平成23年8月 5日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行
(「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については公布日から1年を超えない範囲内において施行。)

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は改正部分。下線網掛け部は衆議院一部修正)
(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に
応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう
にするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者で
ない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育
の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じな
ければならない。

(削除)

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者
である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供
を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者
でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めるこ
とによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究
並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校
施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】
(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及
び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、
教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講
じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研
究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

(新設)

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のな
い児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること
によつて、その相互理解を促進しなければならない。

(新設)